様式第２号（第４条関係）

豊川市インターンシップ実施協定書

豊川市（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）の間において、豊川市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第４条第４項の規定に基づき、インターンシップの実施（以下「実習」という。）に関する協定を締結する。

（実習生の氏名等）

第１条　要綱第５条に規定する実習生（以下「実習生」という。）の氏名、実習期間、実習時間及び実習先は、以下のとおりとする。

実習生氏名	
実習期間	
実習時間	
実習先	

（報酬等）

第２条　甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当その他一切の金品を支給しない。ただし、市の用務により旅行する場合は、旅費を支給することができるものとする。

（実習生の身分）

第３条　実習生は、甲の職員としての身分を有しないものとする。

（実習に専念する義務）

第４条　実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（法令等を遵守する義務）

第５条　実習生は、実習期間中は、甲の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第６条　実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第７条　実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

２　実習生は、実習の成果として、甲の書類等を引用して作成した論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第８条　乙又は実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、乙及び実習生の責任において対応しなければならない。

２　実習生が故意又は過失により甲に損害を与えたときは、実習生は甲に対しその損害を賠償する責めを負い、乙は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

３　実習生が第三者（職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に関しては、甲は一切の責任を負わない。

４　実習生が第三者に与えた損害により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該損害賠償により甲が被った損害を補填する責めを負い、乙は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（誓約書の提出）

第９条　実習生は、前５条の規定を遵守するために、甲に対して誓約書を実習前に提出しなければならない。

（実習の中止）

第１０条　甲は、実習生が前６条の規定に違反する行為を行った場合その他甲が必要と認める場合は、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨を通知するものとする。

（実習の証明）

第１１条　甲は、乙が、実習生の実習内容について証明を求めたときは、これを行うものとする。

（雑則）

第１２条　本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

年　　月　　日　　甲　豊川市諏訪一丁目１番地
豊川市
豊川市長

乙